農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令 (平成五年大蔵省・農林水産省令第一号)

#### 第十二条 第 するための説明を行わなければならない に応じ、利用者の知識、 証券を定める内閣府令(平成十年総理府令・大蔵省令第十二号)第 法施行令第十七条の二第 号に掲げるものの性質を有するものに限る。 ) であって、証券取引 令第三百二十一号) 第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規 を信託する信託の受益権であるものとする 定する有価証券 ( 同項に規定する有価証券については、証券取引法 として主務省令で定めるものは、 (昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第三号の二又は第四 ( 金銭債権等と貯金等との誤認防止) | 条の二|| 法第十条第六項第六号の二の特定社債に準ずる有価証券 条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権 特定社債に準ずる有価証券) 書面の交付その他の適切な方法により、 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有 (略) 組合は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、事業の方法 経験及び財産の状況を踏まえ、 改 一項第二号及び同条第二項に規定する有価 正 証券取引法施行令 (昭和四十年政 案 貯金等との誤認を防止 利用者に対 第十二条 第一条の二 法第十条第六項第六号の二の特定社債に準ずる有価証券 に応じ、 Ų 令第三百二十一号) 第十七条の二第二項第三号又は同条第三項に規 するための説明を行わなければならない。 証券を定める内閣府令 (平成十年総理府令・大蔵省令第十二号) 号に掲げるものの性質を有するものに限る。 ) であって、証券取引 として主務省令で定めるものは、 を信託する信託の受益権であるものとする。 法施行令第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価 定する有価証券 ( 同項に規定する有価証券については、証券取引法 (金銭債権等と貯金等との誤認防止) (昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第三号の二又は第四 条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権 特定社債に準ずる有価証券 書面の交付その他の適切な方法により、 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(法第十条第 (略) 組合は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、事業の方法 利用者の知識 経験及び財産の状況を踏まえ、 現 証券取引法施行令 (昭和四十年政 行 貯金等との誤認を防止 利用者に対

掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払いについて保 価証券 ( 国債証券等 ( 同法第二条第一 おいて同じ。 証している社債券その他の債券に限る。 同項第二号に掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に 及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。) 項第一号に掲げる国債証券 )をいう。 以下この号に

十項第二号に掲げる短期商工債券、

同項第三号に掲げる短期債券

(削る)

 $\equiv$ 略)

(略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券の取扱い)

第十三条(組合は、投資信託法第二条第十八項に規定する投資信託委 資信託の受益証券 (以下この条において単に「受益証券」という。 用者の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講 託業者が受益証券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、 託業者が当該組合の事務所の一部を使用して同法に規定する外国投 を取り扱う場合には、組合が貯金等を取り扱う場所と投資信託委 利

じなければならない

Ξ 証券」という。 げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令 法第二条第一項第三号の二、 又は同項第六号に掲げる短期農林債券に係るものに限る。 項に規定する外国投資信託の受益証券(次条において単に「受益 第十七条の二第二項各号に掲げるもの又は同条第三項に規定する 有価証券(第一条第五号に規定する証券又は証書を除く。 投資信託法第二条第三項に規定する投資信託及び同条第二十八 第五号の三若しくは第七号の四に掲

(略)

2 { 4 (略)

第十三条 組合は、投資信託法第二条第十八項に規定する投資信託委 ない くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければなら 券を取り扱う場所とを明確に区分するとともに、利用者の誤解を招 託業者が当該組合の事務所の一部を使用して受益証券を取り扱う場 合には、組合が貯金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証 (投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券の取扱い)

一 漁業協同組合等の信用事業に関する命令 (平成五年大蔵省・農林水産省令第二号)

三 農林中央金庫法施行規則(平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号)

改正案	現
(付随業務)	(付随業務)
第十七条 (略)	第十七条 (略)
2   法第五十四条第四項第六号の特定社債に準ずる有価証券として主	2 法第五十四条第四項第六号の特定社債に準ずる有価証券として主
務省令で定めるものは、証券取引法施行令 (昭和四十年政令第三百	務省令で定めるものは、証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百
二十一号)第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有	二十一号)第十七条の二第二項第三号又は同条第三項に規定する有
価証券 ( 同項に規定する有価証券については、証券取引法 ( 昭和二	価証券(同項に規定する有価証券については、証券取引法(昭和二
十三年法律第二十五号)第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げ	十三年法律第二十五号)第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げ
るものの性質を有するものに限る。 )であって、証券取引法施行令	るものの性質を有するものに限る。 ) であって、証券取引法施行令
第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定	第十七条の二第二項第三号及び同条第三項に規定する有価証券を定
める内閣府令 (平成十年総理府・大蔵省令第十二号)第一条第一号	める内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第十二号)第一条第一号
に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する	に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する
信託の受益権であるものとする。	信託の受益権であるものとする。
3 · 4 (略)	3 · 4 (略)
(預金者等に対する情報の提供)	( 預金者等に対する情報の提供 )
第二十一条   農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金	第二十一条の農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金
	者等 ( 預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同
し。) に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により	じ。) に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により

行うものとする。

一~四 (略)

当該商品に関する詳細な説明 満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、 入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が 預

イ~ニ (略)

掲げる地方債証券並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証 引(同法第二条第一項第一号に掲げる国債証券、 同法第六十五条第二項第三号イの有価証券先物取引と類似の取 いて「国債証券等」という。 社債券その他の債券に限る。 券 (政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している ものに限る。 に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係る 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は )並びに同法第二条第一項第九号 )(第二十三条第一項第二号にお 同項第二号に

六 (略)

2 6 (略)

( 金銭債権等と預金等との誤認防止)

第二十三条 農林中央金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、 客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認 業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、 顧

行うものとする。

| \_ \_ \_ (略)

当該商品に関する詳細な説明 満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、 入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が

預

イ~ニ (略)

るものに限る。) する国債証券等又は同項第六号八に規定する外国国債証券に係 ける有価証券先物取引と類似の取引 ( 同条第二項第 同法第六十五条第二 証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引又は |項第六号ホに掲げる外国有価証券市場にお 一号に規定

六 略)

2 6 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第二十三条 農林中央金庫は、次に掲げるものを取り扱う場合には、 客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認 業務の方法に応じ、顧客の知識、 経験及び財産の状況を踏まえ、

- 、 系、 を防止するための説明を行わなければならない。

(略)

| 価証券(国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。| | 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有

(削る)

2~4 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

央金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、農林中の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この一の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この一二条第十八項に規定する投資信託委託業者が農林中央金庫の事務所第二十四条、農林中央金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第

を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

(第十七条第一項第七号に規定する証券又は証書を除く。 参又は同号へに掲げる短期農林債券に係るものに限る。)、同法 第二条第一項第三号の二、第五号の三若しくは第七号の四に掲げ る有価証券、同項第四号に掲げる有価証券で証券取引法施行令第 十七条の二第二項各号に掲げる短期商工債券、同号八に掲げる短期債 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券(法第五十四

資証券 ( 次条において「受益証券等」という。 ) は外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しく

四 (略)

2~4 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

る掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。 う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのあが預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱ニ条第十八項に規定する投資信託委託業者が農林中央金庫の事務所第二十四条 農林中央金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第

れのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。取り扱う場所とを明確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそ

### 特定取引勘定)

# 第二十五条の二 (略)

#### 一・二 (略)

### 特定取引勘定)

# π二十五条の二 (略)

#### 一・二 (略)

3~5 (略)	四~十六 (略)	る取引に限る。第五項において同じ。)	これを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締結す
3~5 (略)	四~十六 (略)	る取引に限る。第五項において同じ。)	これを取得する者がない場合にその残部を取得する契約を締結す